

## 雇用保険と年金の併給調整について

- とある父と娘（Aさん（父）：会社員○B、Bさん（娘）：会社員）の会話に、社会保険労務士のCさんが説明に加わってくれました。



Aさん

私も来月で定年だよ。幸い、再雇用でしばらく働けることになったが、給料はずいぶん下がってしまうようだ。その場合、雇用保険の高年齢雇用継続給付<sup>\*1</sup>というものがもらえるそうだが、これをもらおうと年金が止まってしまうという話を聞いたんだよ！

※1 高年齢雇用継続給付とは、雇用保険制度の給付の1つです。60歳到達時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満で一定の要件を満たす方に支給される給付であり、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的としているものです。



Bさん

働いている間の年金は、「在職老齢年金」<sup>\*2</sup>の仕組みがあるわよね。それと似たようなものかしら？

※2 在職老齢年金の仕組みについては、「在職老齢年金について」参照  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/pdf/100816-01.pdf>



Cさん

ええ、そうですね。高年齢雇用継続給付を受給する場合は、高年齢雇用継続給付の4割相当の年金が支給停止となります。

【例】60歳に到達したときに賃金40万円だった方が15万円に低下したケース

○ 賃金が40万円から15万円へ下がった場合、高年齢雇用継続給付金は下がった後の賃金の15%が支給されます。  
よって高年齢雇用継続給付金は、 $15万(賃金) \times 15\% = 22,500円$ となります。

○ 年金支給停止額は、 $22,500円 \times 40\% * = 9,000円$ となります。

※ この場合、年金の支給停止割合は、下がった後の標準報酬月額に対して6%の割合となっています（年金支給停止割合は、高年齢雇用継続給付の4割なので、 $15\% \times 0.4 = 6\%$ ）。

○ 支給停止調整後の手取り収入は、  
 $賃金 150,000円 + 22,500円 - 9,000円 = 163,500円$   
となります。

(注) このほか、受給要件を満たしている方には年金が支給されます。ただし、もともとの年金額と賃金（高年齢雇用継続給付は除く）の合計額が28万円を超える場合は、賃金2に対して年金1の割合でさらに年金に対して在職支給停止がかかります。



Aさん

せっかく少なくなった給料をカバーしてくれるものなのに、年金が支給停止になってしまうなんてひどいじゃないか。



Cさん

そうですね。ただ、雇用保険も年金も、皆さんが納めた税や保険料を財源として、収入が下がった時に行う社会保障給付なのです。この両方を何の調整も行わずに給付すると、いくら生活を支えるための現金給付とはいっても、重複してしまうことになります。



Bさん

そのへんは、自分で稼いだ給料との調整を行う在職老齢年金とは違うところなのね。



Cさん

そうですね。  
ちなみに、高年齢雇用継続給付は、高齢期でも働きやすいように下がった給料をカバーするものですから、その目的に照らして在職老齢年金よりは、支給停止の割合が少し緩やか<sup>※3</sup>になっているんですよ。

※3 在職老齢年金は、基準を超えた賃金の半分（5割）の年金が支給停止となるのに対し、高年齢雇用継続給付金を受給する場合は、その4割の年金が支給停止となります。



Bさん

たしかに、給料をもらいながら年金を受給する人には在職支給停止がかかるのだから、高年齢雇用継続給付と年金についてもある程度は調整の仕組みがないと、働いている間の年金の考え方に合わないわね。



Aさん

うーむ。そういうものなのか…。  
ところで、話は変わるが、退職してから次の会社に入るまでの失業給付をもらう場合はどうなるんだ？



Cさん

失業給付も年金も皆さんの税や保険料を財源としていることや高年齢雇用継続給付と比べて額も大きいことから、失業給付を受給している場合は、全額支給停止となります。

〈雇用保険の失業給付と年金の併給調整について〉

雇用保険の失業給付の支給を受けている間は、65歳未満の方に支給される老齢厚生年金は支給停止となります。



Aさん

年金が全然もらえなくなってしまうのか！それはあまりにひどいんじゃないか！



Cさん

そういう意見はよく聞きますね。しかし、雇用保険と年金はそれぞれ別々の保険制度で、まだ働こうと思っている方を対象とする失業給付と、現役を引退した方を対象とする年金を同時に給付することは矛盾するとの考え方によっているのですよ。



Aさん

しかし、別々の制度だからこそ、雇用保険も年金もそれぞれ保険料を払っているんじゃないか。それでどうして年金がまったくもらえなくなってしまうんだよ？



Cさん

Aさんは、まだまだ働く意志がある方ですから、次の仕事に就くまでの間に失業給付を受給する訳です。これに加えて引退後の生活を保障する年金を受給することは年金制度の考え方にはなじみませんし、Aさんはまだ年金を支えている側の立場にいらっしゃるのです。



Aさん

そうは言っても在職老齢年金の仕組みでは働きながら年金をもらっているじゃないか。あっ、そういえばこんなことを思い出したぞ。私の元同僚の人は、会社を定年退職した後、子会社に再就職したときは在職老齢年金を全額もらっていたんだ。ところが、この前そこを退職して、ハローワークに行って、新しい就職先が見つかるまでの間ということで失業給付を受け取ったら、年金が全然もらえないことになってしまって、結局手取り収入が減ってしまったというんだよ。



Bさん

つまり、子会社の給料+年金より、退職後の失業手当の額の方が少なくなったってことを言っているのね。



Cさん

なるほど。年金が支給停止になって、失業給付だけでは手取り収入が減ってしまったとなるとご不満でしょう。しかし、仮に失業給付と年金の両方を同じ期間に受け取ることができたらどうなのか考えてみましょう。



Aさん

そりゃ、両方もらえたらうれしいよ。失業給付と年金を合わせたら、もしかすると再就職した場合の給料ぐらいの金額になるんじゃないかなあ。この年になれば再就職の条件もなかなか厳しいものがあるしなあ…



Bさん

でも、失業給付と年金を合わせて、再就職したときの給料と同じぐらいの額になるんだったら、本気で再就職しようなんて人はいなくなってしまうんじゃないの？働いても働かなくても同じというのはおかしいと思うわ。



Aさん

そうかなあ…。  
ところで、私は元気なうちは働き続けたいのだが、この仕組みは何歳になっても続くのかい？



Cさん

失業給付を受け取っている場合に老齢厚生年金が支給停止となるのは65歳未満の方だけです。したがって、65歳以上の方の場合は、両方もらえることとなります。



Aさん

65歳を過ぎると、働き口もさらに少なくなるからな。65歳までは、調整はやりつつも、働いた方が手取りが多くなるようにしているというわけか。



Bさん

それに、雇用保険の給付も65歳を過ぎると基本手当としてではなく、一時金としての給付ですものね。この分まで年金が止まったら生活していけないわよね。標準的には、65歳までは賃金と年金、65歳以降は年金を中心に生活設計を立てられるような仕組みになっているってことなのね。



Cさん

そうですね。高年齢雇用継続給付制度もそうですが、少子高齢化が進みますから、ベテランの皆さんがこれまで培ってこられた知識・経験も活かしやすい仕組みが望まれます。だから、まだまだ働ける方が多い65歳までは働かない方が収入が増えるという仕組みにはしない方がいいでしょうね。



Bさん

在職老齢年金だって、働いている間は年金がカットされるけど、本当に退職したときには、働いた分だけ年金が増えるのよね。それにお父さんみたいに元気で働いてくれる人が増えれば、私たちの保険料も安くなるかもしれないわね。お父さん、私たちのためにも頑張っ



Aさん

そういうもんかなあ。うーん。